平成３０年　２月２０日

広島大学教職員組合執行委員長
坂　元　国　望　　様

広島大学理事（財務・総務担当）
片　山　純　一

有期労働契約の更新上限等の見直しについて（回答）

２０１８（平成３０）年１月１６日付けで要求のありました標記の件について，下記のとおり回答いたします。

記

以下をお示しください。
（１）有期雇用の大学教員（教授，准教授，講師，助教等），教育研究系契約職員（特任教員，研究員等（契約教諭を除く。））への対応
(1-1)職種ごとに研究開発力強化法を適用された方の人数。
(1-2)研究開発力強化法を適用され，かつ通算５年から雇用期間が延長となり，契約変更となった方の人数。
(1-3)上記(1-2)年齢分布による人数。職種ごとに年齢層別（２０代～，３０代～，４０代～，５０代～等）の区分で構いません。

（回答）
別紙１のとおりです。

（２）事務・技術系契約職員への対応
(2-1)現時点で２５名の学内募集の結果を職種別に年齢構成別も含めお示しください。
(2-2)次の期日に雇用の５年上限を迎える方について職種別，年齢層別，人数をお示しください。
４月３０日，５月３１日，６月３０日，７月３１日，８月３１日，９月３０日。
また，この方への対応方針をお示しください。

（回答）
学内募集ポストとして計8ポスト（事務系6，技術系2）の申請があり，すべて承認し，学内募集を実施したところ，平成30年3月31日に5年の更新上限を迎える25名のうち9名の方から応募がありました。
学内募集の実施状況は次のとおりです。
なお，学内募集に応募していない16名については，業務限定雇用により10名，労使間で継続雇用を確認していた者3名が継続雇用となり，残りの3名が退職予定となっています。
また，学内募集で不採用となった1名も退職予定となっています。

○ 学内募集ポスト：8ポスト（事務系6，技術系2）
（事務系）契約一般職員6ポスト
・ 応募者：7名（30代：3名，40代：4名）　・ 採用者：6名（30代：2名，40代：4名）

（技術系）契約技能員2ポスト
・ 応募者：2名（30代：2名）　・ 採用者：2名（30代：2名）

また，平成30年4月1日以降の期日別の5年上限到達者人数等は次のとおりです。
この方々についても，平成３０年３月３１日に５年の更新上限を迎える方と同様，要件に該当する場合に学内募集又は業務限定雇用としての申請に基づき対応します。

なお，現在の雇用契約内容により人数等をお示ししていますが，現在，平成30年度に向けての雇用契約更新意向確認中であり，その結果により人数に変動が生じる可能性があることをお含みおきください。

- 平成30年4月30日：1名(契約一般職員：50代)
- 平成30年5月31日：0名
- 平成30年6月30日：1名(契約一般職員：30代)
- 平成30年7月31日：1名(契約一般職員：40代)
- 平成30年8月31日：0名
- 平成30年9月19日：1名(契約専門職員：30代)
- 平成30年9月30日：0名

（３）業務を限定して雇用するものへの対応
(3-1)部局別，職種別に平成３０年３月３１日に５年上限を迎える方の人数，年齢層別。
(3-2)上記(3-1)の内，業務限定により同一業務への継続雇用へ契約更新となる可能性のある方の人数。
(3-3)上記(3-1)の内，業務限定により別の業務への継続雇用へ契約更新となる可能性のある方の人数。
(3-4)上記(3-1)の内，当該業務では契約更新とならないが，「（２）事務・技術系契約職員への対応」である学内募集の対象者となった方の人数。

（回答）
業務限定雇用は，更新上限（5年又は10年）を超える際に適用することになりますが，これまで更新上限が通算5年であった教育研究系契約職員については，まずは研究開発力強化法を適用した上で，通算10年を超える際に業務限定雇用を適用するよう通知しております。
よって，平成30年3月31日において，業務限定雇用を行う可能性があるのは，事務・技術系契約職員のみとなります。

前述（２）でも触れておりますが，平成30年3月31日で5年の更新上限を迎える事務・技術系契約職員は25名であり，そのうち業務限定雇用となる予定の者は10名となります。
その内訳は，次のとおりです。
なお，すべて同一業務への継続雇用となります。

○ 平成30年3月31日に5年の更新上限を迎える事務・技術系契約職員：25名
（事務系）
- 契約一般職員15名（30代：4名，40代：7名，50代：4名）
- 契約専門職員3名（30代：1名，40代：2名）

（技術系）
- 契約技術職員4名（30代：1名，40代：2名，50代：1名）
- 契約技能員3名（30代：3名）

○ 業務限定雇用：申請10名・承認10名
（事務系）
- 契約一般職員3名（40代：1名，50代：2名）
- 契約専門職員3名（30代：1名，40代：2名）※うち1名は承認後，自己都合により退職（H30.3.31付け）

（技術系）
- 契約技術職員4名（30代：1名，40代：2名，50代：1名）

（４）非常勤職員への対応

客員教員，非常勤講師で５年の上限を撤廃された方の人数。

（回答）

平成30年2月1日現在在職している客員教員1,167名，非常勤講師75名の全員について，5年の更新上限を撤廃しています。

別紙1

研究開発力強化法の適用状況（平成30年2月1日現在）

※平成29年9月30日以前からの在職者で平成30年3月31日雇用上限の者を対象に計上

○研究開発力強化法適用者数

職名	人数（人）
助教	**7**
助手	**1**
特任教授	**8**
特任准教授	**14**
特任講師	**2**
特任助教	**20**
研究員	**49**
教育研究推進員	**19**
特別研究員	**4**
教育研究補助職員	**50**
総計	**174**

○上記適用者のうち，通算5年から雇用期間が延長となった者の数（年齢層別）

職名・年齢層	人数（人）
助教	**1**
30代	1
特任准教授	**7**
30代	2
40代	5
特任助教	**4**
30代	2
40代	2
研究員	**15**
30代	6
40代	7
50代	1
60代以上	1
教育研究推進員	**1**
30代	1
教育研究補助職員	**9**
20代	1
30代	4
50代	3
60代以上	1
総計	37